

令和4年度 第3回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和4年6月13日(月)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年6月13日 午後1時30分			会 長	杉下 和治
	閉 会	令和4年6月13日 午後2時00分			会 長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出 席 26名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	4番 藤本 勇二		5番 樫木 徹郎			
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之		参事 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第5 報告第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について 日程第6 報告第5号 許可不要転用届について 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第9 議案第3号 農地利用集積計画(第6回)の決定について 日程第10 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和4年度第3回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。梅雨に入りまして、本格的な雨のシーズンとなりました。今年はずいぶん、災害がない年であってほしいと思っております。そしてまた、農業委員会だよりの立派なものが出来まして、表紙の桜もきれいに、よかったと思っております。今日はですね、全員出席ですので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、4番、藤本勇二委員。5番樺木徹郎委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は3ページを御覧下さい。今回は4件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号75番は、第三者貸付けのため、76番は、所有権移転のため、77番は、経営規模縮小のため、78番は、利用権設定移行のためとなっております。以上報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は、4ページから5ページとなっております。農地所有適格法人報告書の提出について、今回は1件の届出が提出されています。関連資料につきましては、5ページの農地所有適格法人経営概要表に記載してあります。令和4年5月1日現在となっております。以上報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は、6ページから9ページを御覧下さい。資料6ページ上段の申請番号30番から資料9ページ下段の37番は、令和4年5月20日に県公告がされた、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、報告第4号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。資料は10ページからになります。昨年までは議案としてあげておりましたが、今回から様式等の変更があり、県農業会議に確認しましたが、委員の皆様へ報告や全協等で説明できればいいとのことでしたので、今回から報告案件として報告をさせていただきます。なお、今年から事前に県農業会議のヒアリングを5月23日に受けて修正等を行っています。

まず、10ページから17ページまでが、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価になります。10ページ、1、農業委員会の状況について、11ページ、2、担い手への農地の利用集積集約化について、12ページ、3、新たに農業経営を営むとする者の参入促進について、13ページ、4、遊休農地に関する措置に関する評価について、14ページ、5、違反転用への適正な対応について、15ページから16ページ、6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、17ページ、7、地域農業者等からの主な要望意見及び対象内容と、8、事務の実施状況の公表等になります。

次に18ページから20ページまでが、令和4年度最適化活動の目標の設定等になります。今回からこの部分に変更になったところです。18ページ、1、農業委員会の状況について、10ページと同じ分です。19ページ、2、最適化活動の目標について、1、最適化活動の成果目標、（1）、農地の利用集積、（2）、遊休農地の解消、20ページ、（3）、新規参入の促進、2、最適化活動の活動目標について、（1）、推進委員等が最適化活動を行う日数目標、（2）、活動強化月間の設定目標、（3）、新規参入相談会への参加目標になります。こちらの4年度からの部分が、前回の研修等で説明されたものにつながっていきます。今後は、県に、この結果を報告後、町のホームページ等に掲載する予定です。以上で報告第4号の説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第4号を終わります。

日程第6 報告第5号 許可不要転用届について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、報告第5号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは許可不要転用届1件について報告します。資料は21ページからになります。申請番号1番について、町内の個人の方で、台帳現況共に畑一筆で、面積は542平米のうち、転用面積が199.5平米、転用目的が108平米の農機具倉庫として、許可不要転用届が提出されているものです。現地は、岡原北、竹野地区、県道多良木相良線の、旧岡原役場から北へ約700メートルの百太郎沿いになります。農用地区域外で、周囲への影響等はないものと考えられることから、許可不要と判断します。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第5号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第5号を終わります。

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は27ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。

申請番号5番ですが、資料は28ページから37ページになります。譲渡人は町内の個人、譲受人は町外の法人の方です。移転する土地としましては、2筆、地目は台帳現況共に畑です。面積は合計1万2,711平米となっております。移転する契約としては、反当たり25万円の売買による所有権移転になります。譲受人は申請地にイタリアンを栽培される予定です。

次に、申請番号6番ですが、資料は38ページから46ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町外の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳現況とも畑です。面積は891平米となっております。移転する契約としては、総額50万円の売買による所有権移転になります。譲受人は申請地に飼料用牧草を栽培される予定です。44ページを御覧下さい。譲渡人が、43年前に、5条転用許可を受けて、所有権のみ移転をされ、理由書にあるように、当初、事業計画が実行出来なかった。それに伴いまして県のほうに確認をし、この理由書提出でいいとのことでしたので、5条許可証を返却することで了解を得ております。以上、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号5番の案件について、12番委員の中村幸二委員より、申請番号6番の案件について、9番委員の松本委員より報告をお願いします。

○12番委員（中村 幸二君） はい、12番の中村です。午前中、現地を調査してまいりました。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号5番の案件、現地調査の結果を報告いたします。資料は28ページから37ページになります。37ページの地図を御覧下さい。場所は、上東、石坂地区の2筆になります。ちょうど上村岡原線の近くでですね、上総合運動公園から北に約200メートル、もう1か所が、同じく、上総合運動公園から、東に約300メートルのところにあります。譲渡人は、町内の個人です。譲受人は町外の法人の方です。隣町で牧場経営されています。これからもイタリアンと牧草を栽培されるそうです。何ら問題ないと思いますので皆様方の御審議方をお願いいたします。以上です。

○9番委員（松本 廣幸君） はい、9番松本です。申請番号6番について、現地の状況を説明します。資料は、27ページと、38ページから46ページになります。46ページの地図を御覧下さい。国道を錦方面へ行き五本松地区、JAの選果場先を左折し、すぐの右側畑になります。事務局より説明がありましたとおり、以前転用届が出ていましたが、44ページの理由書が出ていますが、何もされず耕作放棄地の状態になっていました。地目は畑のままになっていましたので、その上での所有権移転となっています。放棄地の解消になるのではないかと思います。以上です。審議方お願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号5番の案件については、

原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号6番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第8、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) はい。農地法第5条の許可申請について説明をいたします。資料は47ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。

申請番号7番ですが、資料は48ページから59ページになります。譲渡人は町内の個人、譲受人は町外の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、台帳現況とも畑、転用面積は489平米となっています。移転する内容としましては、所有権移転による売買で、総額50万円となっています。転用の目的は、個人住宅です。52ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、県道人吉水上線沿いの深田小学校や、まこと保育園から北東になります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地で、個人住宅への転用は可能です。56ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号8番ですが、資料は、60ページから69ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は、町内の法人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳現況とも畑で、転用面積が471平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、総額12万円です。転用の目的は資材置場です。63ページの地図を御覧下さい。申請書の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、県道錦湯前線の上村テックから東へ約350メートル所にある永里地区の西側になります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地で、資材置場への転用は可能です。66ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号7番の案件について、20番委員の橋口京美委員より、申請番号8番の案件について、10番委員の橋口丈一委員より、報告をお願いします。

○20番委員(橋口 京美君) 20番委員の橋口です。農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号7番の案件、午前中、現地調査の結果を報告します。資料は48ページから59ページになります。52ページを御覧下さい。場所は、深田東、植の里地区、県道人吉水上線の深田小学校から北東に400メートル、また隣接したまこと保育園から400メートルの所になります。譲渡人は町内の個人、譲受人は町外の個人の方になります。譲受人の夫婦は、市内から妻の実家近くに戻ってきて、もうすぐ出産され、両親や祖父母ともに同居される個人住宅を建てられるそうです。何ら問題ないと思いますので、皆様方の御審議

の方よろしくお願ひします。以上です。

◎10番委員(橋口 丈一君) 10番、橋口です。農地法5条の申請により、現地調査をしてきましたので報告いたします。譲受人と譲渡人は、いずれも町内の方です。資料のページは60ページから69ページです。所在地はあさぎり町上南字古ノ坊で、地目は畑で、471平方メートルの2種農地で、栗が2本、生えてました。現地は、上村テックの東側で、永里集落の西側の畑地帯の一角です。62ページを御覧下さい。譲受人は、隣接している土地を所有して資材置場として使用しています。土地を拡張するということにより、資材置場の利用、利便性向上のため使用するということです。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号7番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号7番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号8番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号8番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって、申請番号8番の案件については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第9 議案第3号 農地利用集積計画(第6回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画(第6回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は71ページから御覧下さい。71ページ上段の申請番号312番から77ページ上段の324番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。77ページ下段の申請番号325番から79ページ上段の326③番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。79ページ下段の327番から89ページ上段の346番までは、新規の賃貸借権の設定です。89ページ下段の347番は、新規の使用貸借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。90ページを御覧下さい。今回の申請は4件で、40番から41番は、相手方の要望により熊本県農業公社が買入れをするものです。42番から43番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格になります。40番の買入れ価格、1段目から4段目は50万円。5段目と6段目は、24万6,358円。41番の買入れ価格、60万円。42番の売渡し価格、1段目から3段目は51万2,500円。4段目と5段目は、25万3,737円。43番の売渡し価格、30万7,500円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。91ページから102ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請位置図は、40番から41番の農地を掲載しております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農用地利用集積計画（第6回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号農用地利用集積計画（第6回）について採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第10 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第10、議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） それでは説明いたします。資料は、103ページから104ページを御覧下さい。今回は、1件の申出が提出されております。申請番号5番の経営面積は約197アール。経営形態は、水稻となっています。町のあっせん基準では、経営形態が、その他の経営類型に分類され、名簿登録のための要件となる基準面積196アール以上の面積を経営されていることから、名簿への登録は適正と考えます。以上で説明終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月11日

あさぎり町農業委員会	会長	杉下 和治
あさぎり町農業委員会	署名委員	4番 藤本 勇二
あさぎり町農業委員会	署名委員	5番 樫木 徹郎